



専 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 3 1 日

埼玉労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 3 1 日

神奈川県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 3 1 日

福岡労働局労働基準部

労災補償課長 殿

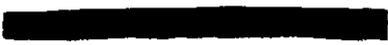
厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐 (医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号 (改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号) の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 3 1 日

茨城労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐 (医療福祉担当)

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について (回答)

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号 (改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号) の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



専 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 3 1 日

佐賀労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記

